前橋市食べきり協力店登録要領

前橋市 環境部ごみ政策課

1 目的

前橋市内の事業者から出される食品ごみの減量化を図るために、食べ残し等の削減 に取組む市内の飲食店や宿泊施設等を「食べきり協力店」(以下「協力店」とい う。)として登録するとともに、その取組を広く紹介することにより、消費者への意 識啓発を図り、食べ残しを減らす取組を推進する。

2 対象事業者

市内で営業する飲食店、宿泊施設等(以下「店舗」という。)とする。

3 登録の要件

次に示す取組項目を、1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

(1) 小盛メニュー等の導入

(例:ご飯や料理の量の調節、小盛メニュー又はハーフサイズメニューの設定等)

(2) 持ち帰り希望者への対応

(例:食べ残した料理等について、消費期限等を説明した上での持ち帰りの対応、持ち帰り容器の提供、店内での案内等)

(3) 食べ残しを減らすための呼びかけ

(例:適量注文の呼びかけ、お客様の人数や男女比を考慮した提案等)

(4) その他の食べ残しを減らすための工夫

(例:店舗独自の取組、食べ残し削減につながる割引案内又はクーポン券の使用等)

4 取組内容

- (1)協力店は、3で選択した取組を積極的に実践し、食品ごみの発生抑制に努める。
- (2) 市からの交付物、又は独自の食べきり啓発案内を掲示し、来店者へこの取組について積極的にPRし、周知を図る。

5 申込方法

協力店として登録を希望する店舗の代表者(以下「申込者」という。)は、申込書 (様式第1号)を市へ郵送、FAX、E-mail 又は持参のいずれかの方法で提出する。

6 協力店の情報発信

市は、登録した協力店の取組内容等を、市ホームページ、広報まえばし、ごみ収集カレンダー等で紹介する。

なお、申込者は応募した時点で店舗情報の紹介に同意したものとする。

7 登録の中止

- (1)協力店は、取組内容が合わなくなった場合又は店舗を廃止するなどの理由で 取組を中止する場合は、登録中止届(様式第2号)により市へ届け出るととも に、交付物等の掲示を取り止める。
- (2) 市は、登録中止届の内容を確認し、登録名簿及び市ホームページ等の掲載情報から削除する。

8 登録内容の変更

協力店は、申込書(様式第1号)に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに 登録内容変更届(様式第3号)により市へ届け出る。

9 登録の抹消

- (1) 市は、協力店が要件を満たしていない場合又は信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2)登録を抹消された協力店は、速やかに交付物の掲示を取り止めなければならない。

附則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。